

電帳法スタート！

令和6年1月1日より電子帳簿保存法が本格スタートいたします。唯一の義務規定である電子取引について要件をまとめました。

I 電子取引の対象となる取引

完全に**電子的な取引のみで完結**している取引が対象となります。具体的にはAmazon、楽天などのネット通販の領収書、メールで届く請求書・領収書、スマホアプリでの決済、ネットバンキング振込時の銀行明細画面等です。

II 電子取引の要件

要件	システム導入【原則】	検索機能の特例	前々期の売上5,000万円以下	前々期の売上5,000万円超	相当の理由
①検索機能の確保	○	○※	-	-	-
②改ざん防止措置	○	○	○	○	-
③見読可能装置の備え付け	○	○	○	○	-
④ダウンロード対応	-	○	○	○	○
⑤出力書面の提示	-	-	-	○	○
⑥相当の理由	-	-	-	-	○
保存義務	電子データ	電子データ	電子データ	電子データ&紙	電子データ&紙

①検索機能

範囲検索、組み合わせ検索ができる必要があるため、基本的にはコストをかけてシステムを導入する必要があります。 ※下記④の要件を満たしていれば、範囲検索、組み合わせ検索の要件はありません。 その場合には電子データ保存の際に**ファイル名を「日付_金額_相手先名」**のように登録していただくことで検索要件を満たすこととなります。

②改ざん防止措置

右のQRコードより**事務処理規定**をダウンロードし会社に備え付けていただければOKです👉

法人用

個人用



③見読可能装置の備え付け

PCとプリンタがあれば十分です。スマホのみで電子取引を行っているような場合には、税務調査時に求められた際に近くのコンビニ等で印刷ができれば十分です。

④ダウンロード対応

税務調査の際に調査官からのダウンロードの求めに応じることができるよう、電子データを月別または相手先別のフォルダに保存しておきましょう。(サーバー、クラウド上への保存を推奨)

⑤出力書面の提示等

電子データを紙で印刷し、月ごと、取引先ごとに整理して保存してください。④の電子データの保存も必須です。

⑥相当の理由

システム等や社内のワークフローの整備が間に合わない、資金繰り、人手不足等の理由が該当します。 外的要因ではなく内部事情でも該当するとのことですから、幅広い理由が該当しそうです。

III 罰則はあるの？

会社法違反となり100万円以下の過料(罰金)が科せられる可能性があります。また、青色申告の取り消しや追徴課税の可能性もあります。